

岐阜県蜜蜂転飼条例をここに公布する。

岐阜県蜜蜂転飼条例

(目的)

第一条 この条例は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講ずることにより、県内における蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(許可)

第二条 業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）は、県内において転飼（養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号）第二条に規定する転飼をいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、当該許可を受けた養蜂業者に対し、許可証を交付するものとする。

4 第一項の許可を受けた養蜂業者は、当該許可に係る転飼をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(手数料)

第三条 前条第一項の許可を受けようとする者は、岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(罰則)

第四条 第二条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 岐阜県みつばち転飼条例（昭和二六年三月岐阜県条例第一六号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、旧条例の規定によりした許可その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定に基づいてした許可その他の手続きとみなす。

4 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 （昭和三三年一二月五日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （昭和三九年三月二四日条例第六号抄）

1 この条例は、昭和三九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三五年一〇月一一日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三五年三月二七日条例第五号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和三五年四月一日から施行する。

附 則 （平成四年三月三〇日条例第六号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月二四日規則第二号）

この規則は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年十二月二十六日規則第九十五号）

この規則は、平成二五年一月一日から施行する。